

収受印を最後にしない！ 参加者を集めよう！

3・13運動は今年で55回目です。

今、税務署は来年1月からの申告書や届け出に対しては、控えに収受印を押さないと言っています。提出書類の収受印付き控えは、行政に対しても第三者に対しても手軽かつ有用な証拠書類で業者に



必須のものです。

3・13に参加する人の中には、収受印を得たその足で控えのコピーを取って職業国保組合や金融機関へ郵送する人もいます。収受印の廃止は私たちの権利の侵害で、とても大きな不利益です。

この改悪を撤回させるため、全国一斉の抗議行動が求められています。今回の3・13の参加者の数が、来年以降の業者の申告すべてに大きな影響をもたらす分水嶺になるかもしれません。

過去に参加してくれたことのある人はもちろん、もしかしたらという人、今まで強く声をかけていなかった人にも、複数の仲間から参加を訴えてください。民商運動の正念場です。

3・13重税反対全国統一行動運動 尾北・小牧・春日井地区集会

日時 3月13日(水) 午前9時45分開会

場所 小牧駅東公園(メロディパーク)

◆交通機関について

○江南市内の各支部は、江南市民文化会館から9時00分に貸切バスで出発しますので乗り遅れの無いようにしてください。

○岩倉方面は、岩倉駅よりバス小牧駅行き(9時11分発)をご利用ください。(岩倉駅より片道350円)

○犬山方面は、小牧線(犬山駅9時14分発)をご利用ください。(犬山駅より片道360円)

○扶桑支部は役場に集合し、乗り合いで8時50分に出発します。

※車で来る人は、小牧税務署の駐車場には絶対に停めないでください！

尾北民商ニュース

2024年
3月11日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

インボイス登録の取り下げ、今からの登録について

・インボイス登録を取り下げて免税業者に戻るなら

インボイス登録は必要なかった。取り下げて免税業者に戻りたいという人は、登録日より課税業者をやめられる日が変わります。

2023年9月までにインボイス登録をしていた業者の場合は、今年12月17日(次の課税期間の初日から起算して15日前の日)までに取り下げを行えば、2025年からは免税業者に戻れます。最後の消費税申告を行うのは2025年3月です。

インボイス制度実施の後に登録した場合、今から取り下げを行っても2025年の末(登録日から2年を経過する日の属する課税期間)までは消費税の課税業者をやめられません。この場合、最後の消費税申告を行うのは2026年3月です。

・今からインボイス登録をして課税業者になるなら

インボイス登録の届け出を行ってから登録されるまで最短でも15日かかります。郵送期間もあるので実際はもう少しかかるでしょう。

届いた登録通知に記された日からインボイス登録業者となるので、後日に領収書をインボイス番号付きのものに差し替えられるのは登録日以降に受けた仕事の分だけです。

なお、今年中に開業の場合、「消費税課税事業者選択届出書」と「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署へ提出すれば、開業初日からインボイス登録がされた扱いになります(通知が届くまでは番号がわからないので領収書などは後日差し替えになります)。



中小・小規模・フリーランスすべてを含めると、確定申告の必要な人の数は400万とも1000万とも言われています。政府がインボイス制度の実施前に立てていた予想では、免税業者のうち個人法人合わせれば約160万者がインボイス登録を行うと見ていました。

現在、売上1000万円以下の業者の登録数は約126万者にとどまっており、政府の想定した「インボイス登録をしなければ商取引から排除される業者」の2割以上が、取引先への売上を維持しても納税と事務の負担にたえられない実態がうかがえます。

消費税インボイス制度は下請けの最終引き受け手であった免税業者の営業・生活を破壊し、日本の経済を機能不全に追い込みます。民商はこの制度の廃止を強く求める活動を続けます。